

農家の相続形態

—— 実態調査と検討 ——

宮 川 澄

は し が き

一 問題の所在

二 新民法と農家相続

三 農家の相続意識

四 『均分相続』制と相続拋棄

(1) 相続拋棄の意味するもの

(2) 独立資金の分与

(3) 嫁入財産の分与

(4) 独立資金・嫁入財産の分与と相続拋棄との内的関連性

む す び

は し が き

わたくしは一九五五年（昭和三〇年）から引きつづき農・山・漁村で実態調査をおこなっている。この実態調査は主

農家の相続形態

として新しい民法とその精神とが、そうした場所での民衆の生活と意識とのなかに、どのようなかたちで、どの程度まで滲透しているかを、明らかにしてみたいという考えのもとに計画されたものである。それは同時につきのような問題についての足がかりをえるだろう。すなわちどういう条件のもとでは、新しい民法とその精神とが滲透することができるか。またどういう条件のもとでは、民衆の生活と意識から、はげしい抵抗をうけることになるのか。そして、この両者の相互関係はどうであるか等々である。いうまでもなく民衆の生活と意識とは、まっすぐな道をたどって成長するものではない。それはいわばジクザクの道をたどり、はじめて現行の法律制度そのものにしめされている内容を、生活そのもののなかに順応させていくことができるのである。現実の生活体験は、これまでの法律制度のもつ意味・役割を明らかにするであろうし、それによって生活と意識を変化させずにはおかないであろうから。いまここでわたくしがとりくんでいる論題は、こうした企図のもとで計画された実態調査の成果のなかで、一つの問題だけをわたくしなりに整理してみたものにすぎない。

もともとこの実態調査の特徴は、わたくしの担当しているゼミナール（宮川澄ゼミナール）の学生諸君が、教室で理解しえた問題を実際にあてはめて検討して、じぶんたちの理解を検証してみようとするところから、計画されたのである。そして、それは新しい年度毎にゼミナールに参加されることになった学生諸君に引きつがれ、全体として『家族制度の実態研究』という広い視野からのテーマにまとめられている。この論文はいわばそのためになされた実態調査の副産物ともいえるだろう。もちろんこの論文自体は、わたくしが学生諸君とともに参加し、調査し、検討したものを、わたくし自身の興味をもつ問題点に限定して、わたくしの責任でまとめたものである。学生諸君の手になるそれぞれ調査結果は、立教大学の秋の立教祭にスライドや8ミリ映画の形式をとって参加し、そのつどパンフレットを刊行

し、調査結果の報告として発表されている。『売春』（一九五五年一〇月）、『結婚』（一九五六年一〇月）、『男女同権』（一九五七年一〇月）、『ある漁村の記録——漁村の民主化は進んでいるか——』（一九五八年一〇月）、『作谷沢——家族制度はいかに解体しているか——』（一九五七年一〇月）はいづれもそれである。この論文をまとめながら、それぞれの年の夏の日ざかりに汗を流しながら部落から部落へと歩きまわったこと。また夜は調査資料をもちよって共同討論をなしたこと。そのときの苦しかったこと、楽しかったこと。それらはいまでは忘れ難い思い出となっている。ゼミナールを巣立ち、いまでは立派な社会人として、それぞれの産業部門で活躍されている学生諸君の姿が、眼に浮んでくるようである。

一 問題の所在

さて、この論文はつぎのような問題意識につらぬかれている。それはなによりも、こんにちの日本資本主義の発展が、これまでの人々の社会関係にいちぢるしい変化をあたえたこと。したがって農村においても、けっしてその例外ではありえないこと。こういう一般的命題を前提として、日本の農家経営にはいちぢるしい急速な変化が生じている。これは日本の農業経営に資本主義的諸関係——資本主義的農業生産・小商品生産——が多かれすくなかれもちこまれていることを意味している。だから、これまでのおくれたかたちでの、自給自足的な農業生産関係はくずれさり、またくずれざるをえない宿命をおわされている。こういう事態のもとで、いったい農家相統はどうなっているのだろうか。つまり『家産』の承継はどういう形態をとってなされるものだろうかということである。これは農業生産の物質的基礎をなしている土地やその他の生産要具の相統形態が、こんにちのこの農家経営のおかれている条件のもとで、現実

にどのように変化し、変化するかという事実についての問題なのである。なぜならばこれはとう然のことながら、新しい民法（相続法）のとの均分相続制との関係についての考察を導くだろうからである。この論文はそうした視角からいわば農業生産の近代化——資本主義的生産・小商品生産の滲透——が、『家産』分割にたいしてどのように作用し、それを方向づけるかを認識しようとするのである。新しい民法（相続法）はいうまでもなく市民法が財産関係について要求している原理的要求そのものと、まったく同一の原理的要求を、相続関係にも貫徹しようとしている。だから相続制度は個人法的に構成され、独立の主体としての家族員（市民）から構成されたものとして形成されている。相続関係はそれを前提として、遺産の帰属・分配関係を定めているのである。そこでは『均分相続』制はとう然のこととして創出されている。

わたくしは現行の法律制度のとっている『家産』分割についての均分制と、そのことによって規制的作用をおよぼされる農家経営そのものから生まれる『家産』的意識との矛盾が、どのように解決されているか、また解決されようとしているのかという点について理解したいと考える。一般論からすれば、かかる事実関係と法律関係の結節点は、いうまでもなく家族共同体としての農家そのものである。こんにちではこれまで半封建的家父長制による『家』として存在してきた家族共同体は、事実の面からも、法律の面からも、二重の意味で解体を強制されている。それは資本主義の発展という現実の諸関係が、これまでの同族的結合の紐帯としての『家』そのものの存立基盤を、喪失させるからである。それは個人法的な相続制を論理的に成立させる基盤となってくる。だから新しい民法は『家』制度を法律制度のうえで廃止したのである。ところが農家がちつづけしてきた『家』的觀念形態を、いっぺんにときはなすことは、『家』制度を法律制度として廃止したという事実だけではできないだろう。ふるい『家』制度的な觀念形態は、

こんにちでも農家に根づよく残されている。ではこの矛盾はどう解決されるのか。さらに『家』意識を農家に残すものとして、扶養関係による同族結合がある。資本主義的収奪の強化は農家経営を圧迫しているので、これまでのように強固な扶養関係はときほぐされ、それぞれの家族員は、次第にバラバラに切りはなされてしまう。しかし生活のよりどころとして最終的には『家』が意識されている。しかも二・三男が農業経営として独立するには、零細な農村では収容できないし、また農村での労働市場も、それほど広くはない。だとすれば農家相続にとって、切実な要求として二・三男に支持されるはづの『均分相続』制が、この扶養関係を基盤とする『家産』の維持が正当化されることよって、現実のものとはならないのである。たとえばわたくしが一九五九年（昭和三十四年）八月に実態調査した山形県東村山郡山辺町作谷沢の実例でも、農業経営の不足を補うために、二・三男がえた収入の多くを家計補助費として、家族共同体の収入の中に混入させてしまっていることでも理解できる。その理由としては、失業や疾病のときは親や長兄の世話にならなければならないという生活上の不安からでているようである。つまりそこには扶養共同体としての『家』意識がみうけられる。だから二・三男はいつまでも紐つき労働者として、工場や商店に出稼ぎに行く程度で、家族共同体からの完全な独立ができないようである。

われわれが農家の相続形態を問題とするばあいの基礎として理解しておかなければならないことは、以上にとどまらないだろう。しかし実態調査によってえた資料をもととして、農家の相続形態の考察と検討をなそう。

二 新民法と農家相続

新民法は一九四八年（昭和二十三年）一月一日より施行された。その前年四月には『日本国憲法の施行に伴う民法の

応急措置に関する法律』（昭和二年法律七四号）が制定され、新民法施行までの経過法として機能していた。このいわゆる『民法応急措置法』によって、日本国憲法の精神（一二条・二四条）は、すでに家族関係に実現され、『家』制度は廃止された。したがって相続についても『均分相続』制がとられていたわけである。このときから農家の相続形態として『均分相続』制がすくなくとも法律制度としては要求された。ところが農家の相続形態について、これまでのような『単独相続』制の維持という要求が、総じて政治的意味をもって主張されてきた。これは均分相続→農地の零細化→『家』（生活）の破壊という公式的・図式的な法論理に支えられて主張され、なお多くの農民の一般的な感情によっても支持されるという現象をともなっている。『農家相続』についての特例を認めようとする第一国会（昭和二年）と第五国会の政府提案『農業資産相続特例法案』が提出された事由は、これである。その提案の根拠は、農業生産の主要な生産手段である農地について、もしも『均分相続』制をとるならば、日本の農地の零細化をきたし、日本の農業経営は破壊されるだろう。だから特例法を制定し、例外的措置をとることが必要だという主張——これは農村の上層によって主張されているのであるが——なのである。

いま、このような主張にたいして批判をくわえるために、これまでの単独相続制が、日本の社会・経済的条件のもとで、どういうメカニズムを構成していたかを理解しておこう。ごく簡単な要約にすぎないけれども、いうまでもなく『単独相続』制は、『家』の維持と結びついている。『家』の維持は、農業生産の維持→家計の維持という意味をもち、そういう必要性からうまれてくる。そこから生計の単位としての家族共同体の維持、つまり家族構成員相互の扶養関係が展開する。この意味では『家』は扶養共同体の別称である。このばあいの単独相続は、いわばその責任者の決定という意味で、農民的相続形態をなしていると思われ⁽¹⁾。これが第一の『家』のもつ意味である。『家』の

もつ第二の意味は、『家名』の維持、つまり村落共同体における身分階層秩序によって規定されている『家柄』の維持ということである。このためには経済的基礎をなす『家』の財産の維持が必要である。だから家産の承継は祖先祭祀と結びついて、家督相続としての意味をもっている。これは地主的相続形態である。そして第一と第二の意味は觀念的に結びついて、『家』の維持というように一般的に理解されている。だから、われわれの実態調査の質問に答えて、『均分相続』制について家計の困難という理由で、否定的な解答がなされているが、これは上層農家を除外して、觀念的な『家』（第二の意味）が失われ、現実生活によって実際的な意味が強まっていると考えられる。

さて、前記の第一国会案の特徴は、『遺産の分割に因る農業資産の細分化を防止し、農業経営の安定化を図るため』農業資産については、民法の均分相続の原則を排除しようとしている点にある。それは不分割相続を特定の相続人に認め、農業資産（一反歩以上の面積の土地に於て耕作の業務を営む者が有し、農業その他の目的に供される土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権）を、農業経営を承継する単独相続人に帰属させようとする。だから相続人が数人あれば、被相続人の指定または共同相続人の選定した者に帰属せしめることになる。この第一国会案は、『当時の経済状態が不安定』であったことと、『憲法違反の疑いがある』という事由で審議未了となった。そのため一九四九年（昭和二十四年）の第五国会に、あらためて『民法上の原則を維持しつつ、しかも農業経済の安定をはかるう』として、農業資産に関する一子相続制度に関する法律案が提出された。これが第五国会案である。その提案理由は『我國の農業は、その経営規模が極めて零細なため、農業生産力の発展を図る上に於て大いに難点をなしている。従って経営規模が現状以上に更に零細化することに対しては、可能な限り必要な対策を講ずることは極めて大切である。この事に関連し、一昨年新憲法の施行に伴い民法が改正せられて家督相続が廃止され均分相続が行われることになったが、このことはそれをそ

のまま農地その他の農業資産の相続に適用することとなると、さなきだに過少な農家の農地等は更に細分化されるおそれがある。従つて新憲法の精神と民法の制度に即応しつつ相続に起因する農業資産の細分化を防止して、農業経営の安定を図るべき適当な措置を講ずる必要がある』(昭和二四年五月七日第五国会提案理由説明)とされている。この第五国会案もけつきよく農業資産相続人以外の共同相続人にも、相続財産を価値的に均分することを認めようとしている。しかし、『民法による自己の相続分に応じて算定して得た額の範囲内』で補償を請求できるとし、しかもその具体的な決定については、『農業資産相続人の農業経営の安定を害しないよう考慮しなければならない』と規定している。そのため民法の規定している相続分を受ける権利を侵害するおそれがある。これは憲法第一四一条一項の規定する『法の前の平等の原則』と、第二四條二項の規定する相続分についての『両性の平等の原則』に違反するだろう。こういう事由から反対された。しかしこのような農地相続についての特例法を立法化することは、家督相続の温存となり、家父長制家制度を残すことともなる。こうして農村民主化の障害となるとして、ついにその具体的立法化については、後日の調査と研究にまつこととされた。⁽²⁾ もちろん第五国会案と第一国会案とのあいだには、かなりの点で相違がある。まず第一に第一国会案は、農業資産について一反歩以上の農地を対象としている(二條)。しかし第五国会案は二反歩以上の農地を対象となしている(二條)。第二に第一国会案では農業資産相続人の特別相続分として、資産の二分の一をあげている(一〇條)。これに反し第五国会案は相続財産中農業資産のしめる割合について定めることになっている(九條)。だが両案とも『農家相続』の特例を制度化しようと企図している点は、いづれも同一であった。

(1) 加藤正男 農村と相続——私法学会の調査を基点として——(同志社法学 No. 25 八一九五四年二月)三三〜三四ページ
(2) 黒木三郎 家族法提要(法律文化社 一九五九年一月)一三八ページ

三 農家の相続意識

さて、農家そのものは『農家相続』のあるべき姿を、どのように意識しているだろうか。これは新民法のとる『均分相続』制にたいして、農家自身がどのように対処しようとしているかをしる素材となる。

調査地	調査戸数	均分を是とするもの	長子相続し、その他は相続放棄すべしとするもの	その他、または意見のないもの
岩手県葛巻町	八九	二	七七	一〇
山形県大泉町	一〇四	四	五七	四三
愛知県安城町	九九	一九	七五	五
香川県端岡村	一一一	九	六三	三九

この表は新民法が施行され直後の一九五〇年(昭和二五年)に近藤康男氏によってなされた農村調査の一つの調査項目『相続について均分がよいと思うか長子相続制がよいと思うか』にたいしてなされた解答である。⁽⁴⁾この表ではこれまでの長子相続制が農家相続の形態として、やはり圧倒的な支持をえていることが解る。これは農家のいわば現存の秩序の変更による混乱を、できるだけだけきたいという希望によって支持されているということであろう。このことはわれわれの戸別調査でもしばしば均分相続によって、『農地の零細化と農家生活の破壊』という前記法案の提出理由となっているうたい文句が、農家自体に根強く残っていることを知ることができた。なお松村勝治郎氏の論文『農

地相続について』（農業法研究創刊号△一九五八年四月▽）のなかで紹介されている大分県玖珠郡九重町の旧南山田村地区でなされた実態調査（一九五七年八月）によると、均分相続について平等でよいとするものは僅か七％であり、無記入一〇％、その他条件づきを含めて単独相続がよいとするものが八三％であることを報告されている（同五四ページ）。

こんにち事実として存在している農地の零細化と農地の集中化、こんにちの日本のすみずみまで社会的規模で展開し、農村を黒い雲で覆っている階級分化、中農の貧農化と貧農の脱農化、これらの一連の現象は、いづれも日本資本主義の急激な発展によって引き起されるさまざまな現象である。それらは同一の物質的基盤にたっている。どの農村でもみられる地主の土地取上げや生活難による耕地放棄ないし耕地闇売買と、農業労働力の不足による耕作の抛棄が、農地の零細化の直接の原因となっている。いまこの農地の移動が激化していることを統計によって実証しよう。

所有権移転面積（最近の農地事情△昭二九・六▽）

昭和	自作地		小作地		計
	千町	%	千町	%	
二六年	二八	(四七)	三二	(五三)	六〇(一〇〇)
二七年	三九	(五四)	四六	(四六)	七二(一〇〇)
二八年	四五	(七三)	二七	(二七)	六二(一〇〇)

この表からだけでは明らかでないが、農地移動が中農の貧農への転落や貧農の脱農化が激増の要因となっていることとはいうまでもない。この点を明らかにするために別の統計をしめそう。つぎの表をみれば農地の移動がなにを原因としてなされているか。まだどの規模の農家において農地移動がなされているかが解れると思う。農地移動は耕地面積

がすくなければすくないほど、売却や土地取上げを原因となしている。だから農地移動という現象は、けっして相続における『単独相続』制によっても、けっして防止されえないという事実、したがって農地の零細化の原因を他の諸点に求めなければならぬことを意味している。⁽⁵⁾つまり『均分相続』制が農地移動の主要な要因となって事態が急激に深化したのだという論議は、科学的な資料にもとづく主張とはいえない。そういう主張は事実によってくつがえされてしまいうだろう。われわれはこうした主張がすぐれて政治的意味と企図をもったものであることを指摘せざるをえない。それにもかかわらずこんにち農家経済の窮乏化という事実にもとずいて、かなり多くの農家によってそういう主張が支持されていることをも指摘せざるをえない。

農地移動の原因（昭和二六年度農地年報による）

	三反未満	三反〜五反	五反〜一町	一町〜 一・五町	一・五町 〜二町	二町以上	計
売 っ て	二一	二七	二〇	一九	一一	一五	一一四
か え し て	四五	三八	三五	三〇	二四	二五	一九六
分 家	二	三	九	九	一五	一八	五六
貸 し て	二二	二三	一七	一八	二九	二〇	一二七
そ の 他	一〇	九	一九	二四	二〇	二四	一〇六
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	六〇〇

つぎの表は、わたくしが山形県山辺町作谷沢でなした調査結果である。これは『こんにちの法律では財産を子供た

Ⅱ わるいとされるもの

		A 農家	B 農家	C 農家	D 農家	E 農家
自作地	畑田	七反八反	八反三畝 七反	五反八反	四反六反	七反九反
小作地	畑田					
山林		一五町	一〇町	八町	六町五反	五町

Ⅲ ほかのわけかたがあるとするもの

		A 農家	B 農家	C 農家	D 農家	E 農家
自作地	畑田	三反四反	八反七反	二反三反	二反二反	二反三反
小作地	畑田				一反	三反
山林			一五町		二町	

これらの表を比較すると、いわゆる中農の上層以上・とくに農地解放の対象からまったく除外された山林の所有者が、いわゆる家産の『均分相続』制にたいして、否定的であることが解ると思う。そしてそれ以下の層では肯定的であることが解るだろう。これは相続財産（家産）をもたないことが『均分相続』制を肯定的たらしめているのではないだろうか。すくなくともこのことは農地のすくない貧農や中農が、つねに『単独相続』制を支持するという主張と

は、まさに正反対の傾向をしめしている。それとともにじぶん自身の労働力を売る以外には生きていけない貧農にとつては、地主農家のそれと比較してみて、『均分相続』制をうけいれる物質的基盤をもっていることの論拠となるであらう。⁽⁸⁾

われわれは以上の理解とともに、つぎの点についても理解しなければならぬ。すなわち、こんにちの農家相続の現実、たとえ新民法の規定する『均分相続』制を形式的にうけいれても、相続の抛棄や實際面での相続財産の不要求などのし方で、実質的には『単独相続』制の実をとっているということである。これが現行の法律制度と農家経営の現実とのもつ矛盾の解決として、大いに役立てられているということである。両者の矛盾はなんらかのし方で解決されなければならないし、そうした方法によって『均分相続』制の代替をなすという傾向性をもっている。これはのちに述べる生前贈与の意味をもった二・三男の独立資金や他出する子女の嫁入財産の分与とともに、二・三男や他出の子女の犠牲で解決されているように思われる。しかも前記の解答「そのほかのわけかたがある」と答えたものの耕地所有別をみると、いわゆる中農以上の層も含まれている。だから新民法のとしている『均分相続』制との矛盾の解決を、すくなくとも法律形式にはかなったものとして解決しようと考えているわけであるから、この点の具体的な分析を必要とするのではなからうか。一方これを相続財産をえる相続人の立場から検討してみよう。ことに青年層

実数	よい	よくない	仕方がない	わからない	無記入	計
%	一三・五	二三・〇	四・〇	四六・〇	一三・五	一〇〇・〇
	六	一一	二	二二	六	四六

がどういいう意識をもっているかを明らかにしておきたい。前記の表はわたくしの作谷沢青年団にたいするアンケートによる調査結果をしめすものである。質問事項は『長男が家を相続することが多いようですが、それをどう思いますか』であった。この表をみると被相続人となるべきものの立場とほぼ同一の結果となっていることが解る。かつて前記引用の論文のなかで近藤康男氏は、調査の結論としてつぎのように述べられた。すなわち『農村においては一般に、次男・三男の権利が次第に当然なものとして主張されるであろうと感じた。これは中農などもきつと考え方が変るに相違ないと思つた』と。

	計	解放しただけ	解放し解放をうけた	解放をうけただけ
三反未満	〇・三 〇・五	一	一	五
〇・五	一・〇 一・〇	五	一 二	一二 六九
一・〇	一・一 一・五	一〇	一 四	二六
一・五	二・〇 二・〇	三	二	五
二・〇	二・一 二・五	二	一	一
計		二二	二八	一一七

この表はわれわれの実態調査した山辺町作谷沢における農地解放の実状をしめすものである。この表のように、戦後の農地解放によって、純農家三一七戸のうち一一七戸が解放によって自作農化した。このように農家の自作農化と戦後の食糧事情とによって、農業経営そのものの小商品生産化が進行していった。これにともなって、これまで農家

のもちつづけてきた意識にも変化が生じてきた。それは現実の生活そのものが人々の意識をかえるという一般的命題の例外とはなりえないためである。ことに観念的な『家』の維持、つまり家柄や家格などを守ることに特別の必要を感じない貧農や中農にとつても、なお現実の生活共同体としての農家経営の維持を必要とする。それははげしく進行しつつある階層分化、中農の貧農層への転落と貧農の脱農化への危険に直面してみれば、それだけですます激しく生活の基礎となつている農地にかじりつくことになる。これはとう然のことであり、切実な要求となつてくるのはいうまでもない。これをわたくしの別の調査結果からしめそう。つぎの表は『あなたの家では財産をどうわけていますか(わけようとしていますか)』という質問事項にたいする解答を集計したものである。そのほとんどが『全部長男がうけつぐ』と主張していることが解るだろう。

		全部長男がうけつぐ	長男以外の者は独立のために必要なことをする	子供全部でわけける	その他	計
実数	九八	三	七	二	一一一	
%	八九	三	六	二	一〇〇	

それと同時に『家』的意識は、観念的な『家』の維持という意識と、現実の生活共同体としての農家経営の維持という意識とに分解し、じよじよにはあるが後者の現実の生活共同体としての農家経営の基盤としての意識が、芽生えつつあることが解る。これは小商品生産者的な意識の形成という一つの側面ともなっている。

- (4) 近藤康男 農民の意識しているもの 改造三一巻六号(一九五〇年六月)八二ページ
 (5) 加藤正男 農村と相続 同志社法学二五号 三八ページ・唄孝一、渡辺洋三 農村の相続形態(2) 法律時報二六巻九号 三

- (6) 加藤正男 農村と相続——私法学会の調査を基点として——同志社法学 No. 25 昭和二十九年二月 四九ページ
(7) 近藤康男 農民の意識しているもの 改造三一巻六号(一九五〇年六月) 八二ページ～八三ページ

四 『均分相続』制と相続拋棄

(1) 相続拋棄の意味するもの

ここで問題を整理しておくために、これまで相続の一般的形態であった『単独相続』制を、現行法においてなお事実上で実現することになる『相続拋棄』についてふれておきたい。それは多くの論者によって指摘されているし、また農家相続にとっても、多く利用されている法律手段となっているからである。一九五一年(昭和二十六年)から三年間にわたって、日本私法学会は全国的規模で純農家を中心に、兼業農家、中小企業者、サラリーマンなどの相続実態を調査した。その調査にもとずいて、農家の多くは民法で『均分相続』制をとっていることについて知っていることが明らかにされた。それにもかかわらず農家相続においては『相続拋棄』をしていることが明らかとなった。つまり農家相続はいままで通りの『単独相続』をこの『相続拋棄』によって、すぐれて法的に実現していることが明らかとなった。たとえこの『相続拋棄』という法律的手段によらなくとも、共同相続人が相続財産の不要求によって事実上の『相続拋棄』を実現し、同一の結果をうみだしている。日本私法学会の実体調査は、農家相続ではこのいづれかをとっているという実態を明らかにすることができた。これらの調査結果は『私法学会調査による「農家相続の実体」』(農林省農政局)としてまとめられている。これによると農家相続は長男が単独相続し、他の共同相続人が相続拋棄す

るか、遺産分割について要求しないことによって、事実上の相続拋棄をなしていること。こうして農地の零細化が防止されている実情にあると概括している。

しかし現象面からとらえてそうした農家相続が農地の零細化の防止のためであると概括することは、大いに疑問があると思う。『単独相続』制によって、農地の零細化を回避することができるとかどうかは、大いに疑問とせざるをえないことである。かりにそれを認めたとしても、そのことからただちに農家相続を、こういう農家相続の現情に適應させるために、現行の民法がとっている『均分相続』制そのものを『単独相続』制にすべきだという結論をとりだすことはできないだろう。そういう主張は論理的な論議であるとはいえないし、事実の認識をわい曲したものとわなければならぬ⁽⁸⁾。それは多くの論者が指摘していることであるが、こんにち都市近郊の兼業農家などのばあいにもられるように、農地の分割相続が現になされているという指摘。そしてこれらの実例によって主張するまでもなく、こんにち一般に独立する二・三男や婚姻によって他出する娘にたいして可能なかぎり、なんらかの特別受益・生前贈与の意味をもつ財産の分与をなしたいという希望を、農家自身が述べていることは、前記のわたくしの調査結果からもしりうるのであって、あくまでも農地の零細化・農家経営の分解を阻止したいという考え方にもとずいている。したがって農家の相続形態は、現象面だけを強調するだけではなく、根本的には土地問題や農家経営に関する問題とむすびつけて理解しなければならぬ。農家の相続形態が『単独相続』制への吸引力をもつとしても、それはけっきよくは日本資本主義そのものに内在している諸矛盾の解決としての現象なのである。もちろんだからといって農家の意識から旧『家』意識がまったく消滅してしまったということではできないし、現実に消滅しているわけではない⁽⁹⁾。

(2) 独立資金の分与

こんにちの農家経済を維持していくためには、農業生産の物質的基礎となる農地の分割を阻止し、それを長男に単独相続させるというのがあつたのである。この事實は一つの傾向となつて、農家一般の意識となつてゐる。このことは否定できないであらう。それならば農家相続からしめだされる二・三男にたいしてはどういう方策がとられてゐるのだろうか。これまでの家族共同体の外にでて、二・三男はやがて新しい世帯をもたなければならぬだろう。これは農家がいままでの農業経営のもつ生活条件を確保しようとするためには、そうする以外には生活自体がなりたないからである。これまで二・三男が独立した・新しい家族共同体をもつために、いわゆる独立資金の供与という形態をとつて、『単独相続』からしめだされた無権利の代償とされてきた。その具体的な方法・内容は、いふまでもなくそれぞれの農家に適応したしかたをとつて、二・三男の将来の生活を保証しようと努力はされてきた。こんにち、これが近代的に再構成されて、『均分相続』の代替として、二・三男の相続拋棄や實質上のそれを強制する原因となつてゐる。旧法時代には分家という形式をとつて、こんにちでもなお農村では、そういう名称でよばれてゐるが、そこでは農地の分割、したがつて農業経営そのものの再編成がともなつてゐた。しかしこんにちこういう農地分割をとむなり独立資金の供与は一般的にはなされてゐない。言葉の本来の意味での独立資金や、また将来の独立のための技術や教養をみにつけるため、事実上で独立資金の意味をもつ学費などという形態をとつてなされてゐる。では農家の二・三男は教育の問題についてどう考へてゐるのだろうか。わたくしの調査した神奈川県中井村の調査結果の例によつて説明しよう。つぎの表はとくに適当な職業につくための手段となる教育についての希望についてのアンケートを整理

中学まで	高校まで	その他(大学・特 殊学校)	無記入
七・八%	七六・一%	一三・六%	一・九%

したものである。これはとくに『均分相続』制との關係を説明したうえで、二・三男と女子のある農家のみを対象としたものである。この表で明らかなように『高校まで』と述べたものが全体の七六・一%となっている。こうした結果がみられるのは、とくに近年オートメイション・システムの導入にもとづく技術革新がなされているため、専門的な知識を身につけることなしには、仕事をみにつけることが困難となっている事実とむすびづいていと思う。二・三男が将来において工場労働者として独立しようとしても、就職条件として要求される最低限の教育が満たされていなければならぬからである。このことはわれわれが同村でなした戸別調査においても『高校位まであげなければ仕事がない』という農家がほとんどで、現に無理をしても学校にあげていなくても裏付けられた。この表であげられているその他のらんで特殊学校となっているのは、女子の高校卒業後の洋裁学校などの嫁入準備のためのものである。もちろん女子のばあいには、さらにいわゆる嫁入財産の分与と結びつくことになるから別に検討したい。このように高校以上の進学希望は、実に八九・七%ということになっている。これはわたしのなした調査地(神奈川県中井村)の地理的条件——小田原や平塚、茅ヶ崎、横浜、つる見、川崎などの工業地帯をひかえているという——から独立の機会と可能性が多いためであると思われる、この事実が全農家の二・三男に共通した考えだとは主張しない。いまこれを二・三男や女子の側から検討してみよう。

		もっと受けたい	受けたくない	どちらでもよい
男	七六・一%	一〇・九%	一三・〇%	
女	七四・七%	八・〇%	一六・三%	

この表は中井村青年団のうちでとくに二・三男と女子について調査した結果をしめすものである。これらの解答は将来の独立、つまり農業以外の職業によって生計をたてることを前提として、教育そのものをどうかんがえるかについてなされているのである。これによると全体のうちで男七六・一%、女七四・七%が現在うけているより以上の教育をうけたいという希望をつよくもっていることが解る。

(3) 嫁入財産の分与

この二・三男の独立資金の分与とほぼ同じ意味をもっているものに、女子の婚姻にさいして実家からの嫁入財産の分与がある。こうした慣行は農家だけではなく、ひろく一般になされているといえるだろう。しかもこれが男子の独立資金に対比すべきものとして一般に理解され、相続抛棄や事実上のそれを強制される要因ともなっている。さて、一般に婚姻費用というばあいには、嫁入財産だけには限られない。ことに農家のばあいには、慣習的な婚姻にさいしての飲食費・贈答費がくわえられる。しかもこの飲食費・贈答費が婚姻費用のうちで占める割合は、純粹に嫁入財産を構成しているものと考えられるものと比らべて、はるかに大きな割合を占めていることは周知の通りである。これはそれぞれの農家が村落内で占めている地位を保持していくためには、どうしても村落共同体の内部的秩序にしたがい、それに相応したつきあいをなさなければならぬ点に起因しているわけである。それと同時に他方では、女子

が嫁入した後において、新しい家族共同体の内部での嫁の地位を保持していくためには、この嫁入財産の多加や婚姻費用が大いに役立つという点にも由来していることである。事実われわれの調査でもこの両者が述べられ、しかも農家のほとんどが、この慣習的な婚姻費用の支出がどんなに大きな負担となっているかを述べていた。

これらの婚姻費用のうちで慣習的な飲食費・贈答費は、われわれが問題としている生前贈与の意味をもったそれとはいえないだろう。つまり実質的には家産分割としての意味をもっているとはいえない。それは嫁とりのばあいにも支出されるのであり、そうした意味をそれにもたせることはできないだろう。われわれが一九五六年（昭和三年）七月に実態調査した茨城県新治郡八郷町においても、このことは理解できた。すなわちこの町では新生活運動としての結婚の簡素化を、公民館を中心として青年団が主張してきた。しかしこれはなかなか村落共同体的強制によってよいに実行されなかった。ことにこの結婚の簡素化が実際になされた実例は、公民館で会費一〇〇円もちよりで小学校の先生がなしたわずか一件だけであるということが報告されている。しかもこれとて村落外の人々によるものであったことを公民館長が述べていた。それにもかかわらずこの婚姻費用（飲食費・贈答費）が、いかに農家経済にとって大きな負担となっているかは、以上の実例だけではなく、多くの論者が実例をしめすところである。事実われわれの調査地のどこの農家でも、このことを訴えているのであり、実際にこれを裏づける資料は、農家における農地の移動が、この婚姻費用の調達を原因としてなされると考えられる事実によっても、裏づけうるのではないかと思う。

そこでわれわれがこの嫁入財産の分与に『均分相続』の代替としての意味をもたせようとするかぎり、婚姻費用のうちから婚姻に際しての飲食費・贈答費などを除き、嫁入財産だけに限定する必要がある。これとて嫁入財産が生前贈与的性格をもつという前提にたつたうえでのことであるのはいうまでもない。嫁入財産は農業生産の物質的手段で

る。たとえそれがあるとしても、明確な意識をもつたものではないことだけは理解できるだろう。だから一般にはやはり前近代的な恩恵的なものとして、うけとっているのではないかと思う。

いま問題の理解をたすけるために、これを都市のそれと比較しておきたい。そのため都市出身者による構成率の比較的の高い立教大学男女学生にたいして、わたくしが一九五八年（昭和三十三年）になした調査結果を対比して掲げよう。前記の表でみられるように、都市と農村とのあいだには、ほとんど差をみとめることができないのである。この事実からこんにちの青年男女は一般的にこうした考え方をとっていることを推測することができると思う。ただこの表で特徴的であるのは、農村では男一七・三%、女一〇・九%、都市では男一五%、女一八・六%が『多い方がよい』という意見を述べている点である。これはわたしのなした他の調査結果とともに、青年層のあいだに『家産分割』につうずる意識の芽生えが存在していることをしめすのではなからうかと考えられる。

(4) 独立資金・嫁入財産の分与と相続抛棄との内的関連性

さて、こんにちそれのもつ意味は複雑であるが、二・三男にともかくなんらかの独立資金が分与されることは事実がある。これは日本資本主義のなかでもつ農業経済のへいそく性から、けっきょくは二・三男が農業外の職業につくことを強制している点とむすびついている。日本の農業経営は、多くのばあい長男が単独で承継している。このことは日本の企業が労働力の供給源をどこにみいだしているかを考察してみるならば、一つの手がかりをえるのではないかと思う。それは他の側面から現実になされていく農家の相続形態を明らかならしめる手がかりともなるであろう。もっとも企業経営の規模とその近代化の状態によって、企業の必要とする労働力の質が決定されるのはいうまでもな

い。日本の農家青年の学歴と技術とは、こんにちのように技術革新が急速に進行している事態のもとでは、おのずから土建業や商業部門などの、比較的に高い技能を必要としない産業部門に求められるであろう。いまこれを手元にある資料によってしめそう。たとえば周知のように印刷部門は比較的に技術的要素を必要としている。したがってここでの労働力は近代的な労働市場から、つまり都市のそれから求められるであろう。ところがこれに反して土建業や鋳物工業では、比較的に技能的要素を必要としないため、農村から多く求められている。資料『中小工場労働者家族の生活』（労働省婦人少年局）によると、印刷（東京都）、機械（東京都）、鋳物（川口市）のそれぞれの労働者構成のうちで、農村出身者の長男、二・三男のしめている割合はつぎの表のようになっていいる。

産業別 長男・二・三男別	総数	印刷	機械	鋳物
	総数	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%
長男	四一・〇	三九・六	三〇・〇	三七・三
二男	三三・〇	二二・〇	三六・四	二九・三
三男以下	二〇・五	三五・九	三一・八	三〇・〇
不明	六・〇	二・五	一・八	三・四

（婦人関係シリーズ 調査資料 No.13 五六ページ）

この表でわかるように、労働者のうち農家出身の比較的に少ない印刷工業部門と、農家出身の多い鋳物工業とでは、いちぢるしい差違がみうけられる。それは鋳物工業で長男が三〇%をしめているのにすぎないのに、二・三男は六八・

二%をしめている。しかるに印刷工業では長男は四一%に達し、二・三男は五三%となり、両者の差異はそれほどあたらぬ。しかも機械工業では中位の地位をしめていることがわかる。このように産業部門のもつ性格は、農家出身者のしめる比重、さらには長男と二・三男の比重すらも決定しているのである。だから比較的技能的要素を必要としない産業部門に、農家の二・三男は吸引されていくことになる。二・三男が農業経営からの離脱を強要されるのは、農業経営が二・三男の労働力を必要としないことにもとずいている。もちろんこれは個々の農家経営のまずさとか、その他の個別的な責任によるものとはいえない。これは日本の農業が大部分の可耕地を、国有林や公有林・私有林として、大地主によって独占されしめだされているという点にもとずく経済的・政治的な問題からである。だから、これはけっして二・三男だけの問題というようなものではなく、こんにち貧農が脱農化しているという事実とともに、実証されるであろう。

そのため独立資金・嫁入財産の分与と相続拋棄とは、『均分相続』制の視点にたつかぎり、相互に内的関連性をもったものでなければならぬはずである。こんにち二・三男をとらえているこの点についての関心は、つねに日本資本主義のうみだす必然的な現象なのであるから、両者の内的関連性の認識のうえで、法律的に行動しなければならぬはずである。論理のうえででも独立すること自体がますます困難となるし、また独立した後においても、独占資本の取奪によって、つねに生活上の不安と失業の危機にさらされているから、いうまでもないことである。われわれはこんにち法律上でまったく失われてしまい、たんに観念的な存在にすぎないはずの『家』が、なお扶養共同体としての『家』として意識されることによって、農家の頭脳のなかに再生産されていく要因をここにみい出すのである。いわばこれがこんにちもつ生活上の恐怖をほらいのける精神的なさえとさせなっているとと思われる。これは同時に『家』

制度論者の主張を展開させる根拠ともなっている。これまでの実態調査によってえた諸資料を検討してみると、われわれは一応の結論として、つぎのように考えてよいのではないかと思う。それは独立資金や嫁入財産の供与は、『均分相続』とは現在の段階において内的関連性をもったものとは意識されていないし、また事実認められないということである。それにもかかわらず、これが農家相続における『単独相続』の事実上の実現という要求と結びついて、二・三男や他出の女子に相続抛棄を強制させる口実とされている。つまりそれを合理化するための理由づけとして機能しているわけである。そしてこのことが一般的に許容されているのは、むしろ扶養共同体という生活感情——独立後のそれらの者の生活上の不安を基礎とする——と結びついているのではないかと考えられる。

(8) 森泉章 家族制度復活論をめぐる諸問題——その動向と批判——商学論集二八巻一号 一七九ページ

(9) 黒木三郎 家族法提要(法律文化社 一九五九年一月) 一三八ページ

む す び

わたくしは実態調査によってえた諸資料のうちから、とくに農家相続にたいする農民のもつ生活感情と意識を中心に考察してきた。それらの検討によって、われわれはつぎのような問題点を指摘することができる。その第一の点は新民法のとり『均分相続』制が直接に原因となつて、農地が細分化されるという主張にたいして、そういう事実はなにひとつないということである。もちろんこの点は、これまで多くの論者によってなされたように『単独相続』制が法律のうへで貫徹してきた旧民法のもつても、農地の零細化は現に進行してきたのだから、この事実をよりどころとして、論理的な結論をひきだすことは容易なことである。しかもこれだけでは、たんに論理のうへだけで論証される

にすぎないことになる。そこで、これまでの『単独相続』制のもとでも、特定の地方（たとえば東北など）では、慣行として末子相続や均分相続がなされてきた事実を論証のうらづけとする。諸家の紹介はこの意味をもってなされてきた。この意味で日本の農業経営は農家相続の形態として、かならず『単独相続』制をみちびきだすということにはならないことは理解されるだろう。だから『家』制度論者は、この点について答えなければならぬ。わたしはそこから一歩すすんで農家相続の形態は、法律によって規定されるまえに、むしろ農家経営そのものの現実におかれている社会・経済的諸条件——農家経営の規模と現況——とによって、確定されるのではないかとする仮説の設定を可能とすると思う。

第二にこの仮説の展開としてつぎの点を指摘する。それはわれわれがすでに論証してきたように、こんにちの農業経営の内部に引き起されている農地零細化の根本原因を、日本資本主義そのものから理解する。日本資本主義のもので農家経営そのものがうけている収奪、とくに独占資本の最大限利潤の獲得という社会・経済的諸条件にもとずくという点を指摘する。こうした農家経営のもつ社会・経済的諸条件のうちこわさないかぎり、農家相続の問題は解決されないだろう。

第三に、つぎの点を指摘する。それはこれらの一般的課題の解決とともに、現実存在している農家の『均分相続』と農業経営の維持とのあいだの矛盾を、どのように実際的に解決したらよいかという点である。敗戦後の農地改革によって自作農が創出されると、政治権力はこの自作農のしめている小生産者としての地位を利用して、とう時急激に変化した政治的諸変化をくいじめようとした。そのために農民の幻想からうまれてる生活感情を利用して、労働者階級とむすびつくことをたちきり、政治権力にたいする支持を獲得しようとした。ことに上層農家をつかみ、それ

のもつ村落共同体内部における政治的指導力を利用した。そのため独占資本が対米従属をいっそう深め、いわゆる敗戦直後のこん乱を克服して、その基礎をしいに強化してくるとともに、新農地法（昭和二七年法二二九号）をはじめ、一連の土地立法を制定し、新地主勢力の復活・強化にのりだした。この上層農家の農業経営における優位性の確保とならんで、精神的な面においても、政治勢力につなぎとめておくことが必要であった。そのためには、農家の生活感情にうったえる必要がある。これは観念的な『家』制度——上層農家にとっては村落共同体でしめる家柄・地位を意味しているのであるから——を農業経営の維持という農民の一般の感情によってすりかえることによって、他の側面からの援助として意味をもたせている。これが『単独相統』制の復活の要求となつてあらわれた理由である。『単独相統』制は独占資本の収奪の強化によって生じた農業生産力の低下と、農業経営の破壊という社会的矛盾を、農家の内部的矛盾に転化するという社会的役割をもっている。そしてさらにそれを二・三男や娘の犠牲によって、農業経営を最低限の水準に維持させるといふメカニズムとして役立つのである。

このように『単独相統』は二重の意味において、政治的内容をもっている。だからこんにち貪農化しつつある中農や脱農化しつつある貧農層農家にとっては、『単独相統』制復活論が、どういふ政治的立場と意味をもっているかを吟味してみなければならぬのである。われわれはそれがこんにちの資本主義の全般的危機を背景として、日本の政治権力・その支柱となっている巨大独占資本の新たな要求をみだす法律的手段であることを指摘せざるをえない。新民法のとっている『均分相統』制は、家産にたいする現物的分割ではない。それはあくまでも相統上の権利の量的割合についてである。そこでは個人主義的法理念にもとずいて、相統権についての平等性を実現しようとしているだけである。したがって、それは家産の現にもっている価値上の均分であつて、一般に理解され、誤解されているよう

に、それがけっして現物上の均分を意味するものではない（民法九〇六条）。そのため農家相続について均分というばあいであっても、かならず農地を均分して分割しなければならないというのではない。実際の分割にあたっては、個々の農家経営の具体的事情に応じてなせばよい。たとえば長男が農地その他の農業資産を相続し、二・三男は金銭その他の財産を相続するなど、その一例となるであろう。『単独相続』制復活論の眞の企図は、権利から相続をうばいとられた二・三男が、土地からも職からもみはなされて、独占資本主義のもとでの低賃金にしばりつけられることを強制することを可能にするためである。それは同時にこんにちの政治権力が強引につきすすんでいる安保条約の改悪と、それにもとずいて義務づけられる再軍備のための傭兵化のぼう大な供給源を確保できる点にある。もしも二・三男が相続からしめだされた農家の相続形態がとられるならば、独占資本の最大限利潤の実現の道具と化し、自己の意思をのりこえて、そうした役割を具体的にはたすことになってしまふだろう。われわれはこうした事実を直視して見る必要があると思う。